

平成27年度職員提案制度実施要領

朝霞市職員提案及び事務改善報告に関する規程に定められている職員提案に関する制度について、具体的な事項を以下に定める。

1 提案者

朝霞市に勤務する職員で個人又は共同（グループ）で提出することができる。

2 提案の種類・テーマ

提案は、課題提案と自由提案の2種類とする。

(1) 課題提案

今回のテーマは、以下の2種類とする。

①「第5次総合計画に関する提案について」

平成28年度からスタートする10年間の市の最上位計画、第5次総合計画の基本概念として「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」を位置付けているため、これらの実現につながるような施策の提案を求める。

②「まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する提案について」

平成27年度は地方創生元年とも言われ、すべての都道府県及び市町村は、平成27年度に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に努めることとなり、本市においても、策定に向けて作業中である。

「地方版総合戦略策定のための手引き」によると、地方版総合戦略の対象となる政策分野の範囲は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、「①しごとづくり」、「②ひとの流れ」、「③結婚・出産・子育て」、「④まちづくり」に係る各分野を幅広くカバーすることが望まれるとしているため、各分野を幅広くカバーし、地方創生につながるような施策の提案を求める。

(2) 自由提案

次の6つに該当する提案を広く募集する。

- ・政策の形成に関するもの
- ・市民サービスの向上となるもの
- ・事務の能率の向上となるもの
- ・収入の増加又は経費の節減となるもの
- ・市のイメージの向上が見込まれるもの
- ・前述以外で公益上有効であると認められるもの

3 募集期間

提案は、平成27年5月29日（金）までに提出された提案とする。

4 提案の方法

提案者は、所定の用紙（課題提案については「様式（課題テーマ）」を使用する）に必要事項を記入し、資料等がある場合は添付し、政策企画課に提出する。

5 提案の評価・審査

- (1) 提出された提案は、政策企画課において提案者名を秘し、必要な調整を行った後に審査委員会に配布する。
- (2) 審査委員会は、政策企画課長を委員長とし、委員は、市長が課長補佐級職員の中から5人を任命する。
- (3) 審査委員会の委員長及び委員は、自らの経験と知識を生かし、審査基準に沿って審査を行うものとする。
- (4) 審査委員会は、審査にあたり必要があるときは、関係者に説明又は意見を求めることができる。

6 表彰・公表等

- (1) 市長は、入賞した職員を表彰する。
 - 優秀賞…委員の4人以上が点数を30点以上とした提案
 - 佳作…優秀賞を除き、委員の4人以上が点数を26点以上とした提案
 - 特別賞…優秀賞及び佳作の基準に達しない提案のうち、優れたアイデアと認められるもの
- (2) 表彰は、賞状を授与する。
- (3) 入賞の提案については、職員に公表するとともに、題名と概要をホームページに掲載する。

7 提案の実現

政策企画課長は、優秀賞及び佳作を受賞した提案について、その趣旨を生かした実施について検討し、必要な措置を講じることができる。また、特別賞を受賞した提案については、所管課に情報提供するものとする。

【問い合わせ】政策企画課
内線) 2315
直通) 463-3089